

平成20年 2月12日

障害者自立支援対策臨時特例交付金による
特別対策事業のメニューの追加及び改定に
ついて（障害者自立支援法の抜本的な見直
しに向けた緊急措置）

目 次

(追加メニュー事業)

施設外就労等に対する助成事業	1
小規模作業所移行促進事業	3
経過措置児童デイサービスにおける個別支援助成事業	4
ケアホームの重度障害者支援体制強化事業	7
相談支援充実・強化事業	8
地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業	10
事業者コスト対策	11
視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業	12

(改訂メニュー事業)

障害者自立支援基盤整備事業	13
精神障害者退院促進等強化事業	15
障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業	17

施設外就労等に対する助成事業

1 事業の目的

障害者自立支援法においては、障害者が経済的にも地域で自立して暮らすことができるよう、障害者の就労支援を充実強化し、一般就労への移行の推進や、工賃（賃金）水準の向上を目指すこととしたところである。

これらの事業を効果的に実施するためには、施設内での生産活動だけではなく「施設外就労（支援）」が有効である。

このため、今般の「緊急措置」により、施設外就労（支援）を推進することを目的として、次の事業を実施する。

2 事業の内容

（１）施設外就労推進事業

工賃倍増の推進の一環として、施設外就労を行う事業所に対して助成を行うことにより、一般就労への移行や工賃（賃金）の引き上げに資する取組の促進を図る。

ア 実施主体 都道府県

イ 事業内容

就労継続支援事業(A型、B型)において施設外就労を実施する場合にユニット単位で助成。(就労移行支援事業は除く)

ユニットの考え方は、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成19年4月2日付け障障発第0402001号)」による。

ウ 補助単価 1ユニットあたり 4500円/日
(例: 22日稼働した場合: 約10万円/月 $4500円 \times 22日 = 99,000円$)

エ 補助割合 定額(10/10)

オ 実施年度 平成20年度

(2) 施設外就労・施設外支援によって一般就労した実績に応じ助成。

就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)においては、職場実習や求職活動、在宅就労など事業所以外の場所での活動を行うことにより一般就労への移行に効果があることから施設外就労や施設外支援を実施しているところ。

これら支援を通じ一般就労へのインセンティブをより促進する観点から、施設外就労・施設外支援を行い、一般就労に結びついた場合に助成を行う。

ア 実施主体 都道府県

イ 事業内容

就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)において施設外就労・施設外支援によって一般就労に結びついた場合に助成。(施設外就労・施設外支援を利用せずに一般就労した場合は対象としない。)

ウ 補助単価

就労した利用者1人あたり10万円(1回限り)を助成

エ 補助割合

定額(10 / 10)

オ 実施年度

平成20年度

2 その他

事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 施設外就労・施設外支援を行うにあたって必要な要件を満たすこと。

(2) 他の事業所と共同で施設外就労・施設外支援を行う場合「就労支援ネットワーク構築事業」も活用できること。

(3) 障害者雇用助成金等他の助成金等との併給は不可。

3 事業担当課室・係 障害福祉課 就労支援係

小規模作業所移行促進事業

1 事業の目的

利用者数が少ないために新体系に移行することが困難な小規模作業所の新体系への移行を支援するため、複数の小規模作業所が統合するための環境整備を行うコーディネーターの派遣や円滑な統合に向けた会議開催経費等について助成する。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県（市町村及び社会福祉法人等に委託可）

(2) 事業の内容

複数の小規模作業所同士が統合するまでの間に必要となる小規模作業所間の調整・連携を図るための職員（非常勤職員）の雇上費の助成を行う。

統合に向けて近隣の小規模作業所が一堂に会して、小規模作業所同士の情報交換、意見交換等を行い交流を深める会を設けるとともに、他の先進地を視察し、統合に向けたノウハウを得るために必要な経費等に対して助成を行う。

(3) 補助単価 1 都道府県あたり 10,000 千円以内

3 補助割合 定額（10 / 10）

4 実施年度 20 年度

5 事業担当課室・係 地域生活支援室 地域生活支援係

経過措置児童デイサービスにおける個別支援助成事業

1 事業の目的

就学前児童の受入が少ない児童デイサービス事業所（報酬告示上、児童デイサービス費（ ）に該当する事業所）において、定められた職員配置を超えて職員を加配し、就学前児童を含めた児童の個別支援に積極的に取り組んでいる場合に助成する。

2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村

(2) 内容

平成18年9月30日以前より児童デイサービスを実施している事業所であって、地域の事情等により就学前児童の受入が少ないものの、定められた職員配置を超えて職員を加配し、その職員が児童毎に個別支援計画に準じた支援プログラムを作成する等、就学前児童を含めた児童の個別支援に積極的に取り組んでいる場合に助成する。なお、具体的な対象条件は以下のとおりである。

- ・当該事業所周辺に就学前児童が少ないため、就学前児童7割の要件を満たすことができないこと。
- ・15：2の職員配置に加え、1以上の職員を配置していること。
- ・本事業の対象は、平成18年9月30日において、現に存する指定児童デイサービス事業所であること。
- ・報酬告示に定める児童デイサービス費（ ）を算定している事業所であること。
- ・児童デイサービス事業で義務づけている個別支援計画（児童デイサービス計画）に準じたプログラムを作成すること。

なお、助成の対象となる児童デイサービス事業所は、児童の個別支援を行うに当たって関係機関（児童相談所等）と連携を図ることが重要である。

(3) 補助単価 1事業所あたり 就学前児童5割以上 1,900千円以内（年額）
就学前児童5割未満 1,500千円以内（年額）

3 補助割合 定額(10 / 10)

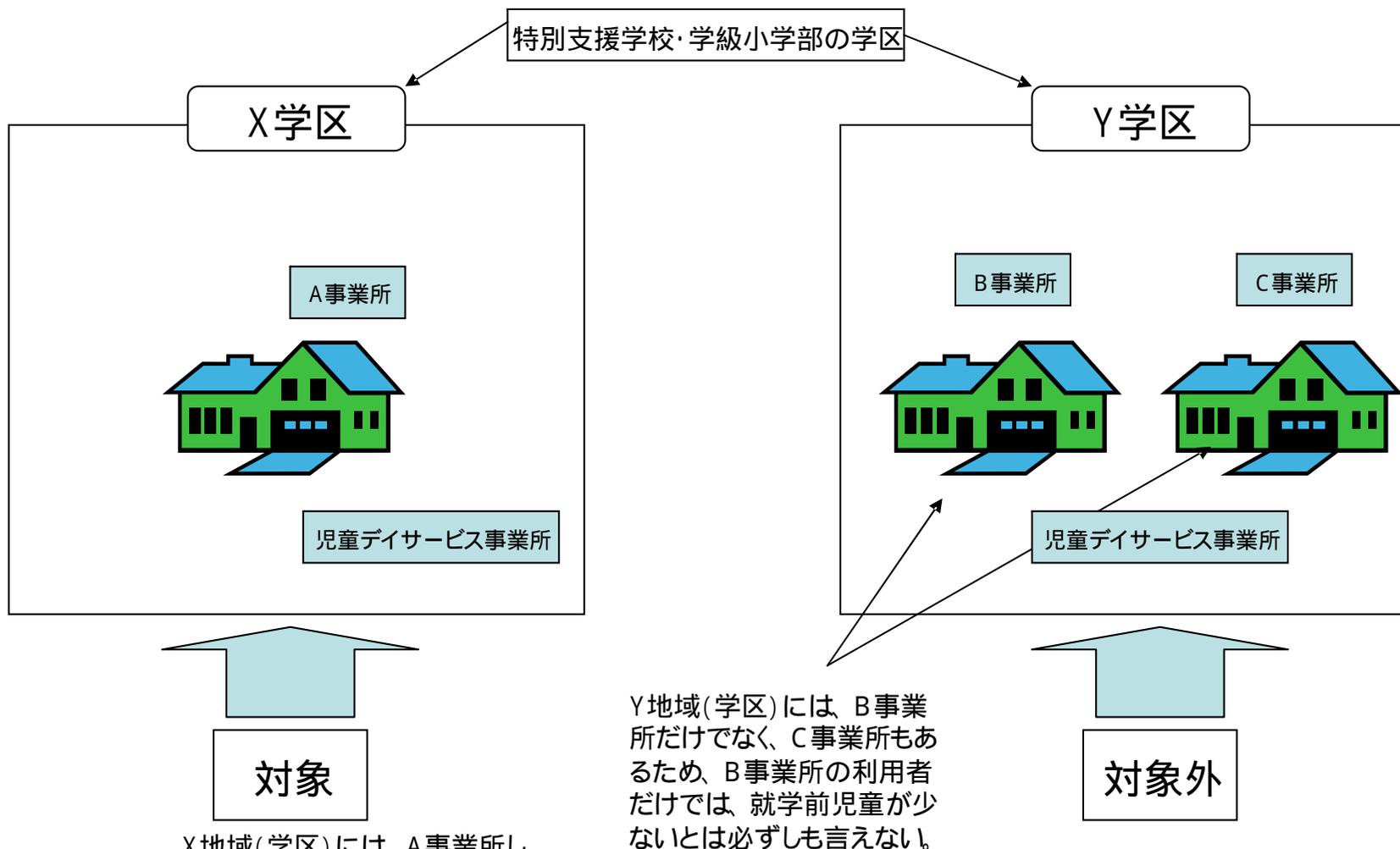
4 実施年度 20年度

5 その他

小学校就学前の利用者の割合は、平成20年度の児童デイサービス()()の判断基準となる平成19年10月の利用実績で判断すること。

6 事業担当課室・係 障害福祉課障害児支援係

児童デイサービス事業所周辺に就学前児童が少ないことへの考え方
 (地域に児童デイサービス事業所が一か所しかなく、就学前児童が7割未満となる例)



X地域(学区)には、A事業所しかないため、X地域における就学前児童の児童デイサービスに係るニーズは、全てカバーしていると判断。

ケアホームの重度障害者支援体制強化事業

1 事業の目的

重度障害者を受け入れている指定共同生活介護事業所については、食事介助や入浴介助時等に複数の生活支援員の加配を行う等、適切な支援を行うためには支援体制を強化することが必要となる。与党障害者自立支援に関するプロジェクトチームの報告書においても、重度障害者への対応に係る支援措置について提言を受けていることから、重度障害者の支援体制を強化するための支援措置を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村

(2) 内容

重度の障害者に対し、適切な支援を行う観点から、当該支援に要する費用を助成する。

(3) 補助単価	区分6	1人あたり	1,000円/日	(1ヶ月	約30,000円)
	区分5	1人あたり	820円/日	(1ヶ月	約25,000円)
	区分4	1人あたり	650円/日	(1ヶ月	約20,000円)

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 20年度

5 その他

事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。
利用者負担については、徴収不可とする。

6 事業担当課室・係 障害福祉課相談支援係

相談支援充実・強化事業

1 事業の目的

障害者自立支援法の定着を図るため、「特別対策」として、利用者負担の更なる軽減、事業者に対する激変緩和措置、新法への移行等のための緊急的な経過措置を講じてきたところであるが、一部の障害者等に情報が周知されていない状況が見受けられる。

以上のことから、与党障害者自立支援に関するプロジェクトチームの報告書においても、相談支援事業に対する支援措置について提言を受けていることから、相談支援の充実・強化を図るための支援措置を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県又は市町村（指定相談支援事業者等である社会福祉法人等へ委託可）

(2) 内容

障害者等に対して、これまで講じられてきた特別対策の内容や地域における障害福祉サービスの状況等の障害福祉施策に関する情報をきめ細かく周知するために、以下の事業等を実施する。

障害者等に対する障害福祉施策に係る説明会・相談会の実施

自宅にひきこもり障害福祉サービスに繋がっておらず、障害福祉施策に関する情報が行き届いていない障害者等に対する家庭訪問の実施

その他障害福祉施策についてきめ細かく周知する等、相談支援の充実・強化を図るための事業

(3) 補助単価 1市町村あたり 1,700千円以内

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 20年度

5 その他

事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 既存の障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業を活用する等により、障害者にもわかりやすいパンフレットを作成する等して、制度の一層の定着を図ること。
- (2) 障害者等に対して、障害福祉施策に関する情報が行き届かないことがないよう、きめ細やかな相談支援を実施すること。
- (3) 本事業の実施にあたっては、地域自立支援協議会を活用して、障害者等の状況把握の方法や支援台帳の整備方法について検討する等、継続的に相談支援を提供できるよう留意すること。

6 事業担当課室・係 障害福祉課相談支援係

地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業

1 事業の目的

地域移行による地域での生活を現実なものとしていくため、施設が地域の拠点機能として、地域住民の理解や支援力を高めるための取り組みを行うことにより、地域の受け入れ体制の整備を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県（日中活動系の障害福祉サービス事業所及び旧法入所施設へ委託可）

(2) 事業の内容

以下の内容の事業を実施するために必要となる初期的な経費について助成する。

人づくり・まちづくり事業

- ・ 住民参加によるサポーター等の育成を図るなど、地域の支援力を高め、インフォーマルサービスを醸成するための研修等の実施。
- ・ 新たに地域生活を開始する障害者等に対し、町内会等の小地域の住民組織単位による取り組みとして日常的な見守りを行うなどの活動を育成・支援。

地域住民を対象とした普及啓発事業

障害者が地域で暮らしやすい環境を整えるため、障害福祉サービス事業者等が行う、 の方向に向け小地域単位の住民を対象とした普及啓発（町内会等の住民組織、非営利組織等に対し、障害の特性、必要な配慮などについての理解を深めるための研修会開催やパンフレットを作成し、より深い啓発・指導等を実施）などの活動を育成・支援。

(3) 補助単価 1 障害福祉圏域あたり 1,500千円以内

3 補助割合 定額（10 / 10）

4 実施年度 20年度

5 事業担当課室・係 地域生活支援室 地域生活支援係

事業者コスト対策

1 事業の目的

19年度における利用者負担等の更なる見直しに伴う請求等の事務処理コストの増加、著しい社会経済情勢の変動に伴う諸物価の高騰による各種経費の増加等により各事業者の事業運営が著しく圧迫されている状況に鑑み、現行の基金事業において、追加的な事業者コスト対策として新たに助成措置を講じることにより、安定的かつ円滑な新体系への移行等を支援することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

事務処理コスト対策

請求方式の改定に伴う事務処理コストの増加分について一定額を助成

諸物価高騰対策

諸物価高騰によるコストの増加分について一定額を助成（都道府県ごとに助成単価を設定）

<助成額対象事業者等>

公営施設、営利法人、旧法福祉工場、旧法精神障害者社会復帰施設、旧法小規模通所授産施設、小規模作業所については、助成の対象とはしない。

(3) 補助単価 別途示す額

3 補助割合 定額（10 / 10）

4 実施年度 19年度（ただし、事務処理コスト対策について、20年7月見直しに伴う会計システムの改修も対象とするため、20年度実施分を助成対象としても差し支えない。）

5 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉サービス係

視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業

1 事業の目的

移動支援事業については、平成18年10月以降、従来の支援費制度における居宅介護（ホームヘルプ）から地域生活支援事業に位置づけられた。そのため、移動支援事業の実施形態等については市町村の裁量に基づき実施され、移動支援事業に従事する者の資格要件については市町村の任意に定めることとされている。

このため、各市町村において移動支援事業を実施するにあたり、従業者の資質について一定の底上げを図り、従事者の資質の低下による事故を未然に防止する観点から、各自治体において実施する従業者の資質向上に資する研修体制などの体制整備を図ることにより、各自治体が独自に実施すべき資質向上の取り組みを支援する。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県・市町村

(2) 事業の内容

各都道府県において、視覚障害者等に対する移動支援の提供を行うガイドヘルパーの資質向上を担う者（指導者）を養成・確保するため、中央において行われる指導者養成研修に参加するための旅費等について助成する。

(3) 補助単価 1都道府県あたり 1,000千円以内

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 20年度

5 事業担当課室・係 地域生活支援室 地域生活支援係

障害者自立支援基盤整備事業

1 事業の目的

既存施設等が新体系に移行する場合等に必要となる、施設の改修等の経費に対し助成を行うことにより、新体系におけるサービスの基盤整備を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

事業の具体例としては、以下のとおりである。なお、既存の補助制度で対象としている事業については対象外とする。

【 改 修 】

小規模作業所を新体系の設備基準に適合させるための改修工事

ケアホーム等を実施するアパート等のバリアフリー化等に必要な改修工事

居宅介護事業及び相談支援事業を行うために必要な既存建物の改修工事

その他基盤整備対策に資する改修工事

ただし、（ケアホーム等のバリアフリー化等に必要な改修工事）については、平成20年度社会福祉施設等施設整備費補助金及び障害者就労訓練設備等補助金の補助対象とする予定であるため、平成20年度からは原則として本事業の対象外とする。

【 増 築 】

生産事業等のための作業スペースの設置

新体系事業を行うにあたって必要となる厨房等の拡張工事

その他基盤整備対策に資する増築工事

(3) 補助単価 1施設あたり20,000千円以内
(ただし、【改修】のは、2,000千円以内、改修のは5,000千円以内)

3 補助割合 定額 (10 / 10)

4 実施年度 18年度～20年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉財政係 (施設整備担当)

精神障害者退院促進等強化事業

1 事業の目的

いわゆる社会的入院者の退院促進を図ることは急務であり、従来より退院促進支援事業を実施してきたところであるが、こうした取り組みを各都道府県が全域的に展開していくためには、退院促進に関する知識・技術を有した者を一定程度確保することが非常に重要である。

このため、地域において指導的役割を果たす退院促進に関する専門家を養成するとともに、地域における受入基盤の拡充を図ることにより、退院促進支援事業の円滑かつ効果的な実施を図る。

また、身体障害者や知的障害者の地域生活移行も障害者自立支援法における重要な課題であり、これらの者の地域生活移行に関する研修を行い、地域における受入基盤の拡充を図る。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

退院支援に関する専門家の養成研修

【対象者】都道府県職員等

【研修内容】長期入院者への支援に必要な知識・技術の習得、退院促進先進地区における実習 等

退院支援に関する理解促進のための基礎研修

【対象者】市町村職員、地域住民等

【研修内容】精神障害者の特性の理解、元社会的入院者の体験談、病院見学 等

— 身体障害者・知的障害者の地域生活移行に関する研修

対象者、研修内容とも上記、に準じて行うものとする。

(3) 補助単価 研修企画：1 都道府県あたり 6 1 0 千円以内

研修実施：1 障害福祉圏域あたり 2,0 0 0 千円以内

3 補助割合 定額 (1 0 / 1 0)

4 実施年度 1 8 年度 ~ 2 0 年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 地域移行支援係

障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業

1 事業の目的

障害者自立支援法の施行に伴い地方自治体において一時的に必要となる施行事務に要する費用に対して所要の助成を行い、もって障害者自立支援法に基づく障害者自立支援制度の基盤の安定化及び適正な運営に資することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県及び市町村

(2) 事業の内容

障害者自立支援法（児童福祉法等障害福祉関係各法の一部改正法を含む。）の施行に伴って必要となる都道府県又は市町村における以下の経費について助成を行う。

ア 障害者自立支援給付支払システム等の開発・改修等経費

イ 広報啓発経費

ウ その他一時的な事務処理に要する経費

(3) 補助単価 各都道府県毎に別に定める額()

() 今般の緊急措置の実施による、利用者負担の更なる軽減等の新たな対策に伴い、利用者や関係事業者・団体への広報啓発や、自立支援給付支払システム等の改修等が新たに必要となる。このため、今後新たに見込まれる費用への支援として、現在定めている補助単価(各都道府県ごとに別に定める額)について20%の範囲内で増額を行うことができるものとする。

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 18年度～20年度

5 事業担当課室・係 企画課 広報・自治体支援係